

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年3月号〉

目次

1 | 相続法改正が事業承継、債権管理・回収等の実務に与える影響と留意点②

2 | 所有権留保が集合動産譲渡担保に優先する旨の最高裁判決がなされました
～最高裁平成30年12月7日判決・金融法務事情2106号4頁～

3 | 債権管理実務における留意点
～いわゆるみなし到達条項は債権譲渡通知には適用されないとした裁判例を通じて～

相続法改正が事業承継、債権管理・回収等の実務に与える影響と留意点②

佐藤 俊

Shun Sato

[PROFILEはこちら](#)



第1 はじめに

本ニュースレターの第3号(2018年9月号)の拙著にて、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といい、改正前の民法を以下「現行民法」といいます。)が成立したことをご案内しました。その後、改正民法が基本的に2019年7月1日から施行されることも決まり(一部、自筆証書遺言の方式の緩和に関しては、既に施行されています。)、いよいよ、相続法の抜本的な改正の施行が近づいております。

本稿は、連載の2回目ということで、債権管理の場面と、遺産たる預貯金を預かる金融機関の預貯金管理の場面にまつわる改正点について紹介します。

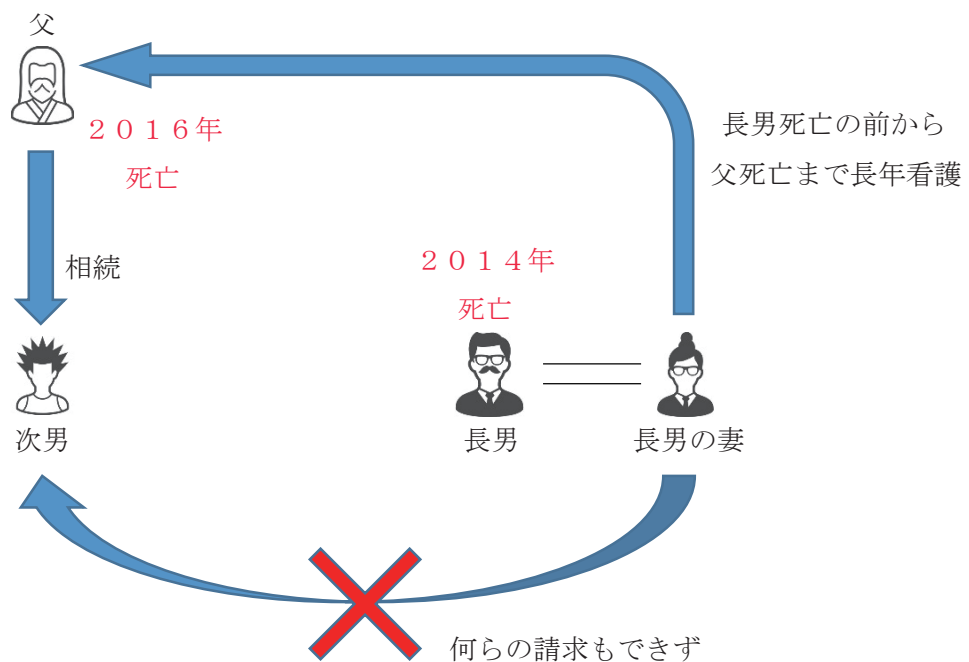
第2 債権管理にまつわる改正点

～特別寄与料制度の創設～

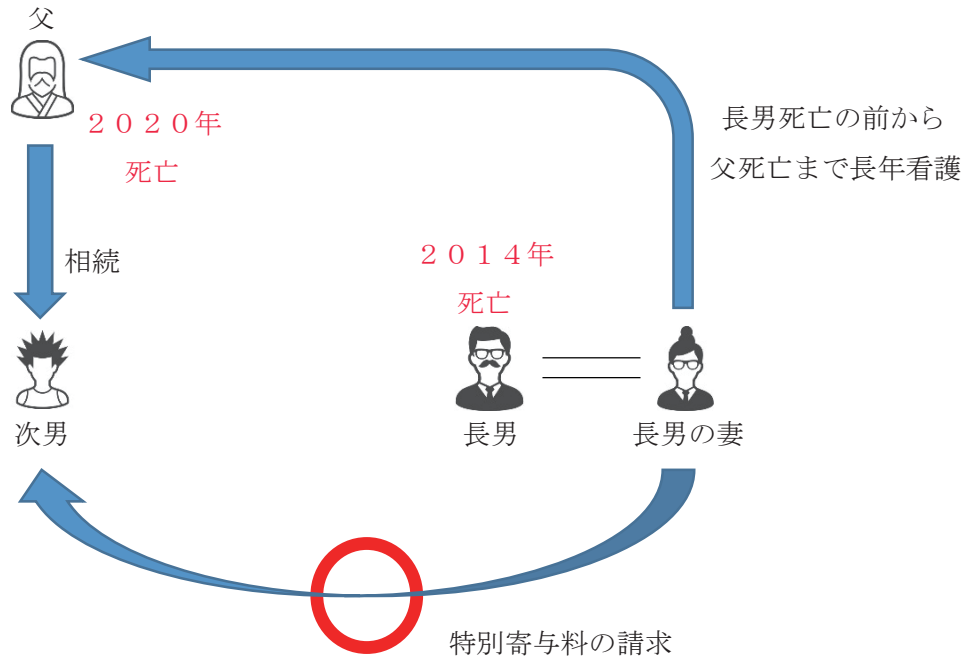
1 現行民法での規律

現行民法では、寄与分は相続人にも認められているため、例えば、法定相続人の妻が、被相続人である夫の父の療養看護に努め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与した場合(療養看護を外注した場合に要する費用が節減されることとなり、特に長年にわたり療養看護をした場合には、被相続人の財産の維持又は増加に寄与したと認められる場合も多々あると考えられます。)であっても、遺産分割手続において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産の分配を請求したりすることはできませんでした。

<現行民法>



<改正民法>



2 特別寄与料制度の創設

そこで、改正民法は、そのような相続人以外の者の貢献を評価するため、①被相続人の親族が、②無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、③被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合には、当該親族は相続人に対し、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額の範囲内で、特別寄与料を請求することができることになりました。

3 債権管理上の留意点

被相続人に対して債権を有する債権者の立場からすると、被相続人が死亡した場合に、現行民法下であれば、相続人は資産と共に負債も承継するため、相続発生前後で与信状況は変わらないと考えられます。しかし、改正民法下では、特別寄与料という、被相続人の負っていなかった新たな負債を相続人が負うリスクが生じることとなります。債権者として、生前の債務者(被相続人)を誰が療養看護しているかといった

情報を得ることは困難ではあるものの、相続人の与信を判断するに当たって、この観点をお忘れすると、後で思わぬ落とし穴に嵌まるリスクを孕むことになります。

また、上記のとおり、特別寄与料の請求権は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額の範囲内でしか認められません。この「財産」というのは、被相続人の有していた資産と負債の差額をいいますが、特に被相続人の負っていた負債が連帯保証債務などの顕在化していない債務の場合には、相続人が連帯保証債務の存在に気付かず特別寄与者と特別寄与料の協議を行い、あるいは家庭裁判所の処分が連帯保証債務を考慮せずになされる結果、相続人が過剰な特別寄与料債務を負担してしまう可能性も否定できません。この点は、第一義的には相続人が注意をすべきポイントですが、債権者(特に金融機関)の与信管理としても、特別寄与料決定時に連帯保証債務が考慮されるよう、対応すべきといえます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士とのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 預貯金管理にまつわる改正点

～預貯金の一部仮払い制度の創設～

1 現行民法での規律

預貯金債権については、これが遺産分割の対象となる旨の最高裁大法廷決定(平成28年12月19日)がなされたことにより、相続人は、遺産分割を経なければ、単独で被相続人の有していた預貯金を引き出すことができなくなりました。

かかる判決により、相続人は、急場の葬儀費用や、被相続人の財産に生活を依存していた者の生活費、被相続人の負担していた債務を支弁しようとする場合等に、被相続人の預貯金を使うことができず、資金繰りに難渋する場面が懸念されております(家事事件手続法に要件の厳しい仮処分制度はありますが、実務的には機能していませんでした。)

2 預貯金の一部仮払い制度の創設

そこで、改正民法においては、①相続人が申立てをし、家庭裁判所が必要と認めた額、あるいは、②家庭裁判所の判断を経ずとも、各口座の、相続開始時の預貯金の額の3分の1に、請求する相続人の法定相続割合を乗じた額(上限150

万円¹まで)については、それぞれ他の共同相続人の同意がなくても、相続人単独で払い戻しをすることができる制度(預貯金の一部仮払い制度)が創設されることになりました。

3 預貯金を預かる金融機関としての留意事項

かかる制度の導入により、預貯金を預かる金融機関としては、窓口において、特に家庭裁判所の判断を経ない仮払い制度に対応できる体制をとっておかなければなりません(この点は、多くの金融機関において実務的な研修やマニュアル策定等が進んでいるようです)。体制が不備であるがために、一部仮払い制度を案内せずに、不足資金を融資するようなことがあると、後日、その営業手法が問題視される可能性も否定できないところです。

派生的な問題点としては、被相続人に対して、相殺適状にある(あるいは相殺適状にできる)反対債権がある場合に、金融機関としてどう対処するかという点です。この点は、顧客毎の政策的な判断を要する事項かとは思いますが、仮払いに時間を要するのは不適切であるため、一定のマニュアルを備えておくべき事項の一つといえるでしょう。

1:民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令

所有権留保が集合動産譲渡担保に優先する旨の最高裁判決がなされました

～最高裁平成30年12月7日判決・金融法務事情2106号4頁～

佐藤 俊
Shun Sato
PROFILEはこちら

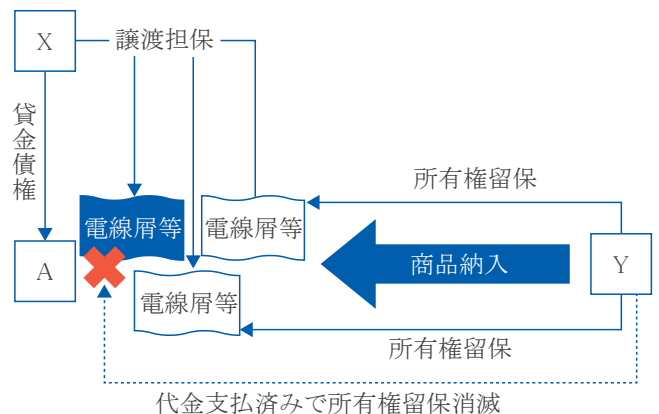


本ニュースレターの第2号(2018年8月号)の拙著にて、譲渡担保権設定後の集合動産に所有権留保目的物が混入した場合における譲渡担保権と所有権留保の優劣に関し、所有権留保が優先する旨判示した東京高裁平成29年3月9日判決(金融法務事情2091号71頁)をご紹介しました。

その後、平成30年12月7日に、この事件の上告審において、原判決の判断を是認する最高裁判決(以下「本最高裁判決」といいます。)がなされましたので、ここで改めてご紹介させていただきます。本最高裁判決は、原判決と同様に、「本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しない」と判示しており、YがAに包括的に本件動産の転売を承諾していたことをもってしても、その理は変わらないとの判断を示しました。

本最高裁判決により、所有権留保と動産譲渡担保が競合する場面における両者の優劣には、一応の決着がついたことができます。今後は、かかる規律を念頭に置きつつ、貸金債権者、納入業者双方、本ニュースレターの第2号の拙著に記載したような実務上の留意点を踏まえた対応をすべきであるといえるでしょう。

なお、本最高裁判決には、所有権留保が法的倒産手続の局面でどう扱われるかに関する言及はありませんでしたので、法的倒産手続の局面においてはなお、所有権留保を別除権とする最高裁判決(平成22年6月4日・民集64巻4号1107頁)の規律が活きるものと思われます。従って、債務者が法的倒産手続に入ると入らないのとで、債権者それぞれの立ち位置が変わる可能性があり、どの手法によれば回収が極大化されるのか、本最高裁判決を踏まえた上で検討することが必要になってくるものと思われます。



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士とのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

債権管理実務における留意点

～いわゆるみなし到達条項は債権譲渡通知には適用されないとした裁判例を通じて～

吉原 秀
Masaru Yoshihara
PROFILEはこちら



第1 はじめに

債権の譲受人が債務者及び第三者に対して当該債権の債権者(譲受人)たる地位を主張するためには、それぞれに対する対抗要件(債務者に対する債権譲渡通知又は債務者の承諾)を具備する必要があります(現行民法467条1項)。

これを受けて、債権譲渡契約においては、債務者が住所変更等をしたことにより債権譲渡通知が債務者に到達しない場合に備えて、債務者が住所や商号の変更を債権者に届け出なかったために債権譲渡通知が延着又は不達となった場合には、当該通知は通常到達すべき時に到達したものとみなす旨の定め(「みなし到達条項」などと呼ばれます)が設けられていることがあります。

この点について、東京高裁平成27年3月24日判決(上告が棄却され、確定しています。)¹⁾は、このようなみなし到達条項が債権譲渡通知には適用されないと判示しており、債権管理実務においても、本判決を踏まえた対応を検討しておくことが肝要になります(特に重要になるのは、債権を譲り受ける際の対応です)。

そこで、以下、本判決の判示内容を概説し、実務上の留意点等をご紹介します。

第2 本判決の判示内容

1 事案の概要

H19.7.27

Aは、Yに対して15億円を貸付け(以下Aが取得した貸金返還請求権を「本件貸金債権」といいます。)※¹⁾

同日

AはBに本件貸付金債権を譲渡し、Yは当該譲渡を承諾

H20.6.5

Yが利息の支払いを遅滞したため、期限の利益を喪失

H20.11.1

BがCに本件貸金債権を譲渡

H20.12.8

CがDに本件貸金債権を譲渡

H21.4.21

Bについて破産手続開始決定(同手続内で、Bの破産管財人がBのCに対する本件貸金債権の譲渡について否認権を行使し、その認容決定に対して異議の訴えが提起される)

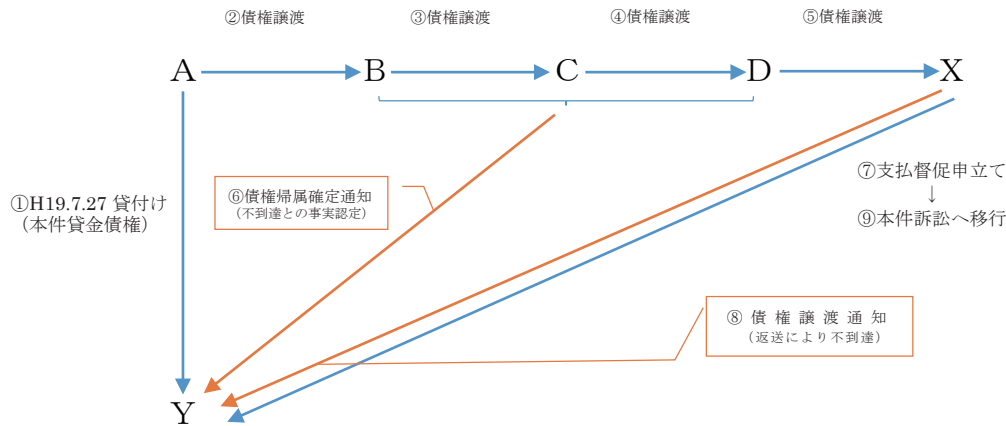
H24.11.12

上記異議の訴えにおいて、本件貸付金債権がDに帰属する旨の裁判上の和解が成立

※¹⁾本件消費貸借契約においては、

- 1) 印章・名称・商号・代表者・住所・勤務先その他届出事項に変更があったときは、直ちに、債権者に対して書面で届け出ます。
- 2) 前項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が延着し、または到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに同意します。との定めが設けられていました。

【概略図】



H24.12.10

DからXに本件貸金債権を譲渡

H25.1.30

B破産管財人、C及びDは、Yの前商号である「㈱α」を宛先として(※₂)、本件貸金債権がDに帰属することを通知する書面(「債権帰属確定通知」と題する書面)を特定記録郵便で送付し、翌日、同書が宛先住所に到達(この点については、Yに到達したものと認められないとの事実認定がなされています(※₃)。)

H25.3.4

XがYに対し、本件貸金債権の一部である1000万円の支払いを求める支払督促の申立て

H25.3.27

Dは、Yの前本店所在地を宛先として(※₄)、本件貸金債権を株式会社Xに譲渡したことを通知する「債権譲渡通知書」と題する書面を内容証明郵便により送付したが、保管期間経過によりDに返送

H25.5.26

支払督促正本がYに送達(本件認定事実によれば、送達先をY代表者自宅とするよう上申がなされたと思われる)

H25.6.7

この支払督促に対してYが異議申立て(本件訴訟に移行)

H25.11.8

Dは、Yに対して、本件貸金債権を平成24年12月10日に株式会社Xに譲渡した旨の債権譲渡通知(到達)

※₂株式会社Yの商号変更の経過は、以下のとおりです。

H17.11.14 設立

H19.9.10 旧商号㈱αに商号を変更

H21.11.17 現商号(訴訟係属時)に商号を変更

※₃この到達時においては、Yが前商号(㈱α)よりYに商号変更してから3年以上が経過していること及び配達郵便局からは前本店所在地宛に郵送したと推認されることから、特定記録があるとしても株式会社Yに当該通知が到達したとは認められないとの事実認定がなされました。

※₄株式会社Yは、

H23.7.19 本店所在地移転(港区青山内で本店所在地移転)

H24.10.29 本店所在地移転(港区青山→中央区月島)

H25.1.22 本店所在地移転(中央区月島→港区東麻布) と本店移転を繰り返していました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 本判決の判示内容

本判決は、「債権譲渡について定めた民法467条1項が、債務者の承諾とともに債務者に対する譲渡の通知を、債務者及び債務者以外の第三者に対する関係において対抗要件としたのは、債権を譲り受けようとする第三者は、まず債務者に対して債権の存否やその帰属を確認し、これに対して、債務者も、譲渡の通知等を受けていない限り、第三者への債権の譲渡がないものと表示するのが通常であるから、第三者はこのような債務者の表示を信頼して、当該債権を譲り受けることになることを踏まえたものである。したがって、民法の規定する債権譲渡の対抗要件制度は、当該債権についての債務者の認識を通じて、譲渡の有無が第三者に表示されることを根幹として成立しているものと解される。……(中略)……このように、民法は、債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保しようとしているから、債権譲渡においては、その通知を発したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきである。そして、本件においては、Dからの債権譲渡の通知が到達しなくても、本件貸金債権がXに譲渡された事実をYが認識していたと認めるに足りる証拠はない(また、これを容易に認識することができたと認めるに足りる証拠もない。)。したがって、実際に本件債権譲渡通知がYに到達しておらず、これにより債務者であるYが譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、本件みなし到達規定により、本件債権譲渡通知がYに到達したものと解することは相当ではないというべきである(下線は筆者によります。)」と判示し、みなし到達条項があっても、実際に到達しなければ債務者対抗要件は具備されない旨を明確にしました。

この点に関連し、本判決は、民法467条1項の強行法規性に関しても判示しています。

第3 本判決の説明

1 主たる争点(時効中断の成否)について

本件において、Yは期限の利益の喪失日の翌日を起算点とする消滅時効(商法522条本文)が完成していると反論し、これに対し、Xは平成25年3月4日になした支払督促申立て(及び支払督促正本の到達)により時効は中断しているとして再反論しており、Xの当該再反論が認められるか、という点が本件の主たる争点でした。

本判決における上記判旨は、Xの申立てによる支払督促正本がYに送達された時点において、Xへ本件貸金債権が譲渡された旨の通知がYに到達していなかったことから(この到達が認められるかという局面でみなし到達条項の有効性が問題となります。)、Yとしては本件貸金債権の債権者がXに変更されていることを認識できない状態であり、そのような状況下でなされた支払督促申立てには時効中断効は生じないとの判断を示したものです。

本判決の判旨に対しては、債権譲渡通知がYに到達未了の状態であっても支払督促申立ての時効中断効は必ずしも否定されないとする見解もありえますが、本判決に対する上告が棄却されている以上、債権管理実務においては、本判決の判断を前提に対応を検討する必要があると思われます。

2 Yの帰責性と、その裏返しとしてのXの帰責性

本件において、Xは、Yが本店所在地を転々と移動させながらこれをXに届け出でいなかったにもかかわらず、本件貸金債務を免れるべく本件債権譲渡通知の未到達を主張するのは権利濫用(ないしは信義則違反)であるとも主張していました。

この点に関し、本判決は、Yの本店所在地移転の目的が本件貸金債権に対する支払いを免れることにあったものとは認められないと認定した上で、①Xは、本件支払督促申立ての時点でYの本店所在地の移転を知っており、かつ、平成25年6月には本件貸金債権の消滅時効が完成することも認識していたこと、②平成25年3月27日付けの債権譲渡通知は

Yに到達せずに返送されているが、XはDに到達の有無の確認をしておらず、また、Dに本店所在地移転の事実を知らせず、支払督促正本の送達と同様に代表者の自宅宛てに送付することを求めたとも認められないこと等を摘示して、Yの主張は権利濫用にも該当しない旨判示しました。

この点については、Xの権利行使にも甘さがあったと指摘する評釈も存するところであり、本判決の判示も踏まえると、債権の譲受人としては、債務者の本店所在地の確認、譲渡人による債権譲渡通知が債務者に到達したことの確認はそれぞれ必須事項といえるでしょう。

第4 残された問題～債務者の所在が不明な場合の 対抗要件具備の方法～

本判決の事案を離れますが、その判旨を前提とする限り、債務者の所在が不明な場合の債務者対抗要件具備の方法は、公示による意思表示(民98条)しかないこととなります。

この点について、民法97条は債権譲渡通知にも準用されると解されていますが¹、公示送達による債権譲渡通知が許されるかについては確定的な見解がなく、これを肯定する裁判例が存在する一方で、これを否定する見解も存在します。仮に否定されるとすれば、債務者対抗要件具備が不能となり、そのような状況下で公示送達により訴状を送達する方法で訴えを提起する等して権利保全したとしても、その時効中断効の有無が問題として残ることになりえますので、この不都合性をどう処理するのかは今後の議論や実務の積み重ね、あるいは適切な立法が俟たれるところです。いずれにしても、債権の譲受人としては、所在の知れない者に対する債権を譲り受ける場合には、上記リスクを踏まえてこれを行うべきこととなるでしょう。

1:大判明45・3・13民録18輯193頁

2:潮見佳男『民法(債権関係)改正法の概要』(きんざい、2017年)13頁

第5 改正債権法との関係

今般の債権法改正(2020年4月施行)においては、改正法97条2項に「相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす」との規定が新設されます。ここにいう、「意思表示の通知が到達することを妨げたとき」とは、意思表示が了知可能な状態に置かれることを相手方が妨げたことを意味し、通知受領を拒絶した場合に限られないと解されています²。

債権譲渡通知は「観念の通知」であるとされ、意思表示に関する規定が類推適用されますが、債権譲渡通知にも改正法97条2項の適用ないし類推適用があるのか否かについては、今後の議論に委ねられています。

第6 実務上の留意点

本判決は、最高裁への上告が棄却されて確定していますので、いわゆるみなし到達条項が債権譲渡通知にも適用されるかという問題について、一定の先例性があると思われます。債権の譲受人においては、譲受債権についての契約書に本件のようなみなし到達条項があっても、その適用が排斥される可能性が高いことに留意し、特に消滅時効の完成が早期に予期される場合には、公示送達の方法による意思表示も見据えて債権保全措置を講ずる必要があります。債権を譲り受けてから早期に債権譲渡通知をするよう譲渡人に促すことはもとより、譲受時点での債務者の本店所在地の確認や、債権譲渡通知の到達の有無の確認等を怠らぬよう対応を徹底しておくのが無難といえるでしょう。